

2021年1月13日

報道関係各位

(お知らせ)

緊急事態宣言発令に伴う当社体制について

TOYO TIRE 株式会社

TOYO TIRE 株式会社（本社：兵庫県伊丹市、社長：清水隆史）は、日本政府より先の1月7日に発令された緊急事態宣言（対象1都3県）について、このたび、当社の本社施設などが所在する兵庫を含む関西3府県ほか、11都府県に拡大されることを踏まえ、会社として感染拡大を最大限抑止しながら事業を継続していく方針を決定しました。

当社は、従業員ならびに関係者の皆様の健康と安全の確保を最優先とし、事業を継続するための生産・物流拠点においては最大限の注意を払った予防対策を実施しながら商品の生産・供給を維持する一方、感染拡大防止のため、1月14日（木）より2月7日（日）までの期間、緊急事態宣言の対象地域に所在する当社グループの事業所を閉鎖し、原則在宅勤務にて業務を進めてまいります。

（※業務継続のための必要不可欠な一部の出社等を除く）

記

■本日発令対象地域に所在する拠点

TOYO TIRE 株式会社 本社（兵庫県伊丹市）
同 タイヤ技術センター（兵庫県伊丹市）
同 基盤技術センター（兵庫県川西市）
同 名古屋事務所（愛知県みよし市）
同 自動車部品技術センター（愛知県みよし市） など
※実施期間：1月14日（木）～2月7日（日）

■すでに宣言発令済みの対象地域に所在する拠点

同 東京支店（東京都千代田区）
株式会社トーヨータイヤジャパン 本社（東京都千代田区） など
※実施期間：1月8日（金）～2月7日（日）

当社はこれまで在宅勤務や時差出勤を推進するとともに、不要不急の出張や会食の禁止、大規模イベントの見合わせなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてまいりました。関係する皆様にはご不便をおかけすることとなり、誠に恐れ入りますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

本緊急事態宣言が栃木県を除く10都府県で延長されるとの政府決定を受け、上記当社措置もこれに準じた形で延長いたします。なお、今後、個別に宣言が解除される場合、対象となる地域では、行政から示される接触率（接触抑制努力）を基準とした出社率（上限）を検討のうえ、感染拡大防止を最優先にした勤務体制にて業務を進めてまいります。【追記：2021年2月8日】